



国民健康保険税の 納税通知書をご確認ください

国民健康保険(以下、国保)税の納税通知書を世帯主あてに郵送しています。配達は7月17日を目途に完了予定ですが、届かない場合は花巻郵便局(☎0570-943-661)へお問い合わせください。

■国保税の納税通知書、こんなときは？

①減額されていない

低所得世帯でも、未申告の場合は所得不明のため減額となっておりません。市民税課または各総合支所税務生活係で申告をお願いします。

②勤務先の社会保険(被用者保険)に加入したのに、国保税の納税通知書が届いた

国保医療課または各総合支所健康福祉係で、国保の資格喪失の手続きをお願いします。

③宛て先の違う通知書が届いた

開封せずに、届いた封筒に「誤配達」と記載し、郵便ポストに投函をお願いします。

■国保税の軽減・減免制度 軽減制度

次の人は市民税課または各総合支所税務生活係へ申請して承認されると軽減されます。
○倒産や解雇などにより離職した人(離職日時時点で65歳未満)で、雇用保険の「特定受給資格者」

または「特定理由離職者」に該当する人

※オンライン申請も可能

○出産した、または出産予定の人

※妊娠85日以上の分娩を指し、早産、流産などを含む
減免制度

次の理由で納付が困難な人は、申請により減免を受けられる場合があります。納期限の7日前までに市民税課または各総合支所税務生活係へご相談ください。

○災害で住宅などに損害があった人

○失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などで大幅な所得減少(前年比50%以下)があった人

軽減・減免制度について詳しくは市ホームページをご覧ください。



【問い合わせ】

▷本館市民税課(☎41-3526)▷各総合支所税務生活係(大迫☎41-3125、石鳥谷☎41-3445、東和☎41-6515)

▷本館国保医療課(☎41-3583)▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



市民参画について 実施結果の概要をお知らせします

【問い合わせ】
本館地域づくり課(☎41-3514)

市民参画とは、市民の皆さんが市の重要な計画などに対し意見を表明するなど、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定に関わることです。新たに追加された市民参画の実施結果の概要をお知らせします。



■市民参画の実施結果

計画の名称	計画の内容	参画の方法	実施時期	実施結果	担当課
花巻市一般廃棄物(ごみ)処理計画(改定)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物(ごみ)の処理事業を計画的に推進するための計画です	市民アンケート	令和6年11月1日～29日	回答人数(回答率) 一般市民 915人(45.8%) 小学4年生 490人(71.3%) 中学2年生 381人(51.8%) 高校2年生 522人(57.7%)	生活環境課
		関係団体などからの意見聴取	令和8年3月5日～18日	4団体から意見聴取を実施	
		パブリックコメント	令和8年2月3日～3月6日	閲覧104件 意見1件	

市民参画の取り下げについて 花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例(担当課:生活環境課)は、条例の制定を見送ったことから、市民参画の評価対象外となりました。



国民年金保険料の納付が困難なときは… 「免除・納付猶予制度」をご活用ください

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が入会し、世代を超えて支え合う制度です。本年度の国民年金保険料は、月額1万7,920円です。

納めるのが困難なときは

経済的な事情などで国民年金保険料を納めることが難しいときは、申請して承認されると納付が免除または猶予される制度があります。

この制度を活用せずに、国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金だけでなく、障がいの状態になったときの障害基礎年金なども受けられない場合があります。免除・納付猶予制度を上手に活用しましょう。

区分	概要	申請の受付期間
免除制度	本人、配偶者、世帯主、それぞれの前年所得が一定額以下の場合には全額または一部が免除されます	本年度分(7月～令和9年6月分)の申請は7月から受け付け
産前産後期間の免除制度	出産予定月または出産月の前月から4カ月間、全額免除されます(多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間全額免除されます) ※妊娠85日以上の分娩を指し、早産、流産などを含む	出産予定日の6カ月前から受け付け ※出産後の申請も可能
育児期間の免除制度	本年10月から新たに、子どもを育てている人(父母または養父母)は、子どもが1歳になるまで全額免除されます	10月から受け付け
納付猶予制度	50歳未満の人で、本人、配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合には納付が猶予されます	本年度分(7月～令和9年6月分)の申請は7月から受け付け
学生納付特例制度	前年の所得が一定額以下の大学生などは、納付が猶予されます	本年度分(4月～令和9年3月分)の申請は4月から受け付け

生活に余裕ができたなら「追納」を

免除や納付猶予制度を利用すると、将来受け取る老齢基礎年金額も少なくなります。当時の保険料を10年前までさかのぼって納める「追納制度」を利用することで、免除・納付猶予制度を活用せずに保険料を納めた場合と同じ老齢基礎年金額を受け取ることができます。



マイナポータルで オンライン申請もできます

国民年金に関する申請は、マイナンバーカードがあれば、マイナポータルからの申請が便利です。
詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



【問い合わせ・申請】▷本館国保医療課(☎41-3585)▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127)、(石鳥谷☎41-3447)、(東和☎41-6517)▷ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)▷花巻年金事務所(☎23-3351)